

コンビニ決済サービス利用規約

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 本サービスの提供開始(第5条～第7条)
- 第3章 本サービスの提供条件(第8条～第14条)
- 第4章 料金・支払(第15条～第19条)

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます。)が、株式会社電算システム(以下「DSK」といいます。)を通じて、購入者との商取引における代金を、払込用番号若しくは払込票により特定のコンビニエンスストアの店舗において又はページー対応金融機関を利用して回収できるサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するにあたり、ゼウスと本サービスを利用する個人又は法人その他の団体(以下「加盟店」といいます。)との間の権利義務を定めるものです。

第2条(定義)

本規約における次の用語の意味は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 加盟希望者
自らの加盟店店舗又は加盟店サイト等において取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体で、本規約を承認の上、本規約及び共通規約に基づく契約(以下「本契約」といいます。)をゼウスに申し込み、本規約に基づいてゼウスと本契約を締結していない方をいいます。
- (2) 共通規約
本契約に適用される一般条項を定めた「ゼウス決済サービス共通規約」をいいます。
- (3) 加盟店
自らの加盟店店舗又は加盟店サイト等において取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体で、本規約を承認の上、本契約をゼウスに申し込み、DSK の審査により本サービスの利用を適当と認められた方をいいます。
- (4) 加盟店店舗
加盟店が物品、サービス等を販売する現実の店舗又は施設をいいます。
- (5) 加盟店サイト
加盟店が構築・運営し、購入者に対して電子商取引の申込みを誘引するインターネット上のサイトで本サービスを導入しているサイトをいいます。
- (6) 商品
加盟店において販売される物品、サービス等で、本サービスを支払方法として選択できるものをいいます。
- (7) 購入者
加盟店において本サービスを利用して商品を購入した者をいいます。
- (8) コンビニエンスストア・グループ
DSK と収納代行について提携している特定の事業者の系列に属するコンビニエンスストアの組織をいいます。
- (9) コンビニエンスストア本部
特定のコンビニエンスストア・グループに属する店舗を統括し、DSK と収納代行について提携している事業者をいいます。
- (10) 払込票
購入者が、コンビニエンスストア・グループの店舗において提出することで商品等の代金を支払うことのできる DSK 所定の様式による用紙をいいます。
- (11) バーコード
加盟店の購入者に対する商品の代金の請求情報をコンビニエンスストア・グループの店舗において機械的に読み取ることで識別子をいいます。
- (12) ペイジー
日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営し、対応する金融機関のインターネットバンキングや現金自動預け払い機(ATM)などの手段を用いて、電子商取引における代金を支払うことのできるサービスをいいます。
- (13) ペイジー収納代行会社
DSK がペイジーを利用した収納代行について提携している事業者をいいます。
- (14) ペイジー対応金融機関
ペイジーを利用した電子商取引の代金の支払いに対応している金融機関をいいます。
- (15) 入金速報データ

- 購入者がコンビニエンスストア・グループの店舗又はペイジー対応金融機関を利用して代金を支払った際、DSK がゼウスに対して代金受領を通知する情報をいいます。
- (16) 入金確定データ
購入者が代金をコンビニエンスストア・グループの店舗又はペイジー対応金融機関を利用して代金を支払った後、DSK がコンビニエンスストア本部又はペイジー収納代行会社を通じて代金受領を確認したことを通知する情報をいいます。
 - (17) サービス開始日
加盟店が本サービスを問題なく利用できることを確認し、ゼウスが当該加盟店に対して本サービスにおけるシステムの稼働設定を行った日をいいます。
 - (18) 起算日
サービス開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。
 - (19) 開設契約金
加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステム設定その他の事務処理に必要な費用として加盟店に発生する料金をいいます。
 - (20) システム利用料
起算日以降、加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金をいいます。
 - (21) 売上処理料
本サービスにおけるデータ処理費用として、申込みに係るデータ 1 件単位で発生する料金をいいます。
 - (22) 取引手数料
本サービスにおける取引費用として、商品の代金として購入者からコンビニエンスストア・グループの店舗又はペイジーを対応金融機関に払込まれる金額を基礎として、ゼウスが別途定める方法により算出される料金をいいます。
 - (23) 事務手数料
加盟店の都合によりゼウスの事務処理に必要な費用が増加した場合の増加費用(加盟店が購入者に商品を販売することに関連して法律上必要となる費用を含みます。)をいいます。

第 3 条(本サービスにおける購入者の支払方法の種類)

本サービスにおいて加盟店が利用できる購入者の支払方法の種類は、以下の各号のとおりとします。

- (1) コンビニ払込用番号型
加盟店における購入者との電子商取引に関して、払込票を用いずに、購入者に払込用番号を通知し、購入者はコンビニエンスストア・グループの店舗にて払込用番号を伝達することで商品の代金払込みをする支払方法
- (2) コンビニ払込票型
加盟店における購入者との商取引に関して、バーコード付払込票を購入者に発行、送付し、購入者はコンビニエンスストア・グループの店舗にてバーコード付払込票を提示することで商品の代金払込みをする支払方法
- (3) ペイジー払込用番号型
加盟店における購入者との電子商取引に関して、払込票を用いずに、購入者にペイジー専用の払込用番号を通知し、購入者はペイジー対応金融機関にて払込用番号を伝達することで商品の代金払込みをする支払方法

第 4 条(本サービスの内容)

本サービスは、前条各号における支払方法の種類に応じて、本規約に従って、ゼウスが加盟店から委託を受けて、それぞれ以下に掲げる業務を処理することをその内容とします。

- (1) コンビニ払込用番号型
 - ①加盟店又は購入者よりゼウス所定の方法で購入者の商品購入に対する支払情報を受付処理し、その結果を加盟店、購入者及び DSK へ送信する業務
 - ②DSK から入金速報データ及び入金確定データを取得し、これを加盟店に通知する業務
 - ③コンビニエンスストア・グループの店舗が収納した代金を DSK から受領し、加盟店に対して支払う業務
 - ④情報保全措置に関する業務
 - ⑤①から④に定める業務に付随する一切の業務
- (2) コンビニ払込票型
 - ①加盟店よりゼウス所定の方法で送信される払込票のデータを受取り、バーコードを作成する業務
 - ②前号のバーコードを印刷した払込票を作成し、ゼウス所定の期日までに加盟店又は購入者に送付する業務
 - ③前号②から⑤に定める業務
- (3) ペイジー払込用番号型
 - ①第 1 号①から②に定める業務
 - ②ペイジー対応金融機関が収納した代金を DSK から受領し、加盟店に対して支払う業務
 - ③第 1 号④から⑤に定める業務

第 2 章 本サービスの提供開始

第5条(申込み)

加盟希望者は、本規約の内容に承諾の上で、第3条(本サービスにおける購入者の支払方法の種類)各号に定める支払方法の種類を選択し、ゼウス所定の方法により、DSK又はゼウスが要求する情報を提出し加盟を申込みものとします。

第6条(審査)

1. 加盟希望者が加盟店として本サービスを利用するためには、第3条(本サービスにおける購入者の支払方法の種類)各号に定める支払方法の種類ごとにゼウスを通じて DSK の審査を受け、DSK より本サービスの利用をそれぞれ適当と認められなければならない。
2. ゼウスは、DSK から審査の結果についての通知を受領したときは、加盟希望者に対して遅滞なくその結果を通知します。ただし、DSK より利用を認められなかった理由については通知する義務を負いません。
3. コンビニ払込用番号型、コンビニ払込票型の場合において、加盟希望者が代金の回収に利用できるコンビニエンスストア・グループの種類は、第1項の審査において DSK より利用を認められたものに限りです。
4. コンビニ払込票型の場合において、加盟希望者は、払込票の使用を開始する前に、DSK 及びコンビニエンスストア・グループによる読み取りテストに合格することを要するものとします。

第7条(システム設定)

1. ゼウスは、開設契約金の支払いが確認できた加盟店に対して本サービス利用に必要なシステムの設定を行うものとし、加盟店もそれに応じて必要なシステムの設定を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の設定にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってこれを行わせるものとし、ゼウスは、一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
3. 第1項のシステム設定が完了した後、加盟店は、本サービスの利用を開始するにあたり、本サービスが正しく利用できるかを確認(以下「テスト決済」といいます。)し、ゼウスにその結果を通知します。加盟店がゼウスに対して問題なく本サービスを利用できる旨の通知を行った場合又はテスト決済が可能となった日から14日が経過した場合、ゼウスは、システムの設定を原因とした不具合に責任を負いません。

第3章 本サービスの提供条件

第8条(商品)

加盟店は、本サービスにおいて、以下の商品を取扱うことはできないものとします。

- (1) 違法な取引に基づく商品
- (2) 一般的に人に嫌悪感を覚えさせる商品
- (3) 販売方法が違法である商品
- (4) 生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある商品
- (5) その他 DSK、コンビニエンスストア本部、ペイジー収納代行会社又はゼウスが不適当と判断した商品

第9条(払込期限の設定)

1. 加盟店は、本サービスにおける払込期限をゼウス所定の範囲内であらかじめ設定することができます。ただし、ゼウスは、加盟店からの払込期限の設定がない場合、ゼウス所定の払込期限に設定できるものとし、加盟店は、当該設定に対し、異議を申し出ないものとします。
2. 購入者が、前項で設定された払込期限内又はゼウス所定の払込期限内に本サービスを利用して払込みを行わない場合、当該申込みは失効し、それ以降、本サービスを利用した払込みはできなくなります。

第10条(決済金額の限度)

本サービスにおいて、購入者の1回の申込みにつき受付処理できる金額の上限及び下限はゼウス所定の範囲内とします。

第11条(入金速報データ)

1. ゼウスは、購入者の申込みにつき、本サービスを利用して現実に払込みが行われた場合、その旨の入金速報データを DSK から取得し、加盟店に対し通知します。ただし、当該入金速報データは、購入者の支払手続の瑕疵等により取消されることがあり、当該取消しに起因して加盟店に損害等が発生したとしても、ゼウスは何ら責任を負わないものとします。
2. 前項ただし書きにより、入金速報データの取消しがあった場合、ゼウスは加盟店に対しその旨通知するものとします。

第12条(入金確定データ)

1. コンビニエンスストア本部又はペイジー収納代行会社において入金速報データの内容が事実であることが確認された場合、その旨の入金確定データを DSK から取得し、加盟店に対し通知します。ただし、当該入金確定データは、購入者の支払手続の瑕疵等により取消されることがあり、当該取消しに起因して加盟店に損害等が発生したとしても、ゼウスは何ら責任を負

わないものとします。

2. 前項ただし書きにより、入金確定データの取消しがあった場合、ゼウスは加盟店に対しその旨通知するものとします。

第13条(苦情又は照会等の対応)

1. 加盟店は、加盟店店舗、加盟店サイト又は商品に関連して購入者又は第三者から苦情又は照会等を受けた場合、自己の責任と費用により処理・解決するものとします。
2. 前項に関連して加盟店と購入者又は第三者との間で発生する紛争の一切は、加盟店が責任をもって解決するものとし、ゼウス及びDSKには一切の負担をかけないものとし、ゼウス又はDSKが、当該紛争に対応せざるを得ない場合、当該紛争を解決するために要した費用及び損害賠償を加盟店に対し請求できるものとします。
3. 前二項に関連してゼウス又はDSKが対応する場合、ゼウス又はDSKは、加盟店に対し必要な事項についての報告又は記録の提出を求めることができ、加盟店はこの求めに応じなければなりません。

第14条(禁止行為)

加盟店は、本サービスの提供を受けるにあたり、以下の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- (2) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- (3) 詐欺行為
- (4) 本サービスを本規約に基づく契約に定める代金決済以外の目的に使用する行為及び本サービスの運営に支障を与える行為
- (5) 公序良俗に反する文書、画像等を送信又は表示する行為
- (6) 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、又はこれに勧誘する行為
- (7) その他、法令に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (8) 前各号のいずれかに該当することが明らかな、又は疑わしい第三者の行為に係るデータや情報等へリンクを張る行為
- (9) 加盟店サイトにおいて、DSK、各コンビニエンスストア本部、ペイジー収納代行会社又は日本マルチペイメントネットワーク運営機構が開設するサイトを当事者の許可なくリンクさせる行為

第4章 料金・支払

第15条(各種料金)

1. 加盟店は本サービスの対価として、第3条(本サービスにおける購入者の支払方法の種類)に定める支払方法の種類ごとにゼウスに対して所定の開設契約金、システム利用料、売上処理料、取引手数料、事務手数料、その他ゼウスと合意した料金をそれぞれ支払います。
2. 前項の各種料金の発生時期は以下の各号のとおりとします。
 - (1) 開設契約金 : 第6条(審査)の加盟店審査の結果、本サービスを利用できることが確定した旨の通知を、ゼウスが加盟店に行った日
 - (2) システム利用料 : 起算日以降
 - (3) 売上処理料 : サービス開始日以降
 - (4) 取引手数料 : サービス開始日以降
 - (5) 事務手数料 : サービス開始日以降
3. 加盟店は、本規約に基づく契約の最初の更新を行う前に中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うこととします。
4. 本規約に基づく契約が中途解約、解除等により終了した場合であっても、ゼウスは、既に受領した開設契約金及びシステム利用料については、加盟店に返還しません。
5. 本条に定める各種料金に関する振込手数料及び公租公課は加盟店が負担します。

第16条(振込代金の支払い)

1. 本サービスを利用して払込みされた代金の集計は、DSKがあらかじめ指定した日に締切られるものとします。
2. ゼウスは、本サービスを利用して払込みされた代金からDSKが徴収する手数料を差引かれた金額を加盟店に代わってDSKより受領し、第15条(各種料金)第1項に定める開設契約金を除く各種料金を差し引いた上で、加盟店に対して支払うものとします。
3. ゼウスは、前項に従い開設契約金を除く各種料金を差し引いた金額を、別途定める振込日に加盟店の指定する銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料は別途ゼウスが指定する当事者が負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

第17条(弁済の充当)

1. 加盟店がゼウスに対し本規約に基づく契約における金銭債務について不履行が生じている場合、ゼウスは第 16 条(振込代金の支払い)第 2 項に基づき支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のサービス(以下「他サービス」といいます。)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店はゼウスが以下の各号に定める弁済の充当をすることについて了承するものとします。
 - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が生じているときは、ゼウスは、第 16 条(振込代金の支払い)第 2 項においてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
 - (2) 本規約に基づく契約における金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第 18 条(免責)

ゼウスは、以下の各号の事由によって加盟店に発生した損害を賠償する責任を負わないものとします。

- (1) 購入者が払込期限内に現実に払込みをしなかったこと。
- (2) 購入者に対するバーコード付払込票の送付が、払込期限内に到達すべき時に発送したにもかかわらず、ゼウスの責に帰すべからざる事由によって、払込期限の経過後に到達したこと。
- (3) 購入者から、記載されている金額が訂正されている払込票、印刷不良、汚損等によりコンビニエンスストア・グループの店舗において読取ができない払込票が提出され、コンビニエンスストア・グループの店舗において払込みを拒否されたこと。
- (4) ゼウスの故意又は過失によることなく、DSK から入金速報データ又は入金確定データを取得できず、又は加盟店に通知できなかったこと。
- (5) 入金速報データ又は入金確定データに基づいて加盟店から購入者に対する商品の提供がなされた場合において、事後に入金速報データ又は入金確定データが取消されたこと。

第 19 条(その他)

加盟店及びゼウスは、本規約に定めるほか、共通規約の規定に従うものとします。

付則

2022 年 6 月 1 日 改定
2021 年 12 月 1 日 改定
2009 年 9 月 1 日 制定